意見公募要領

1 意見公募対象

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](http://www.e-gov.go.jp)に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書(別紙様式)に必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1)郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

〇磁気ディスク: 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク: MOディスク

- 〇ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)
- 〇磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御 了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: broadband-seibi_atmark_ml. soumu. go. jp

(注)迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)) として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成23年11月30日(水)午後5時(必着)(郵送の場合も、平成23年11月30日(水)必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](http://www.e-gov.go.jp)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名 (法人等にあってはその名称)、住所 (所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見 提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合が あります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してく ださい。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を 提出します。

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

編			章	具体的内容
第1編	第1章			
電話網から IP	はじめに			
網への円滑な移	第2章	1 コア網の	(1)今後のネットワークの在り方	
行に向けて	総論(ネットワー	PSTN から IP 網	(2)検討の基本的視座	
	クの在り方等)	への移行に伴う	(3)その他の関連ネットワークの移行	
		今後のネットワ	が与える影響	
		一クの在り方		
		2 NTT 東西の「	既括的展望」	
		3 関係者による合意形成		
	第3章	1 円滑な移行に	向けた取組	
	利用者対応			
		2 維持・廃止され	ιるサービスの分類の妥当性	
		2 タサービュ	(1)移行後も維持されるサービスに	
		3 谷サービス に係る課題	(1)	
		一体の味起	(2)廃止されるサービスに係る課題	
			(3)その他の課題(光回線の契約関	

		連)	
第4章	1 PSTNにおけ	(1)コア網の IP 網への移行に対応し	
事業者対応	る競争環境の	たコロケーションルールの在り方	
	維持	(2)マイラインの在り方	
		(3)メタル回線コストの在り方	
		(4)メタル回線の撤去に係るいわゆ	
		る「4年前ルール」の在り方	
	2 NGN におけ	(1)PSTN と NGN における公正競争	
	る競争環境の	環境の在り方	
	整備	(2)NGN における伝送機能のオープ	
		ン化	
		(3)通信プラットフォーム機能のオー	
		プン化	
		(4)NGN の段階的発展に対応したア	
		ンバンドルの考え方	
	3 コア網の IP	(1)ハブ機能の在り方等	
	網への移行に	(2)緊急通報の扱い	
	対応したハブ機		
	能の在り方(緊		
	急通報を含む)		
	4 コア網の IP 網	関への移行を踏まえた番号ポータビリテ	
	ィの扱い		
 第5章			
本検討のフォロ	ーアップについて		
第6章			

	おわりに			
	第1章			
ブロードバンド	はじめに			
普及促進のため	第2章	1 中継局接続	(1)中継局接続機能のオープン化	
の競争政策の	NGN のオープン		(2)中継局接続機能に係る標準的な	
在り方について	化によるサービ	化	接続箇所(POI)の在り方	
	ス競争の促進	2 収容局接続機	能のオープン化	
		3 アクセス回	(1)アクセス回線におけるNTT東西	
		線におけるサー	の設備構築状況とサービス競争の関	
		ビス競争の現状	係	
			(2)光ファイバの展開エリア情報、配	
			線ブロック情報の提供の在り方	
			(3)接続事業者から示されているサ	
			一ビス競争促進に関する提案	
			(4)FTTH サービスにおける端末設備	
			(ONU)の在り方	
		4 通信プラット	(1)通信プラットフォーム機能のオー	
		フォーム機能の	プン化(NNI のオープン化)	
		オープン化	(2)通信プラットフォーム機能のオー	
			プン化(SNI のオープン化)	
			(3)一種指定設備の機能に係る情報	
			開示の在り方	
		5 NGN の段階的	発展に対応したアンバンドルの考え方	
		6 ネットワーク	(1)事業者間協議における透明性向	
		の移行に伴う事	上	
		業者間協議の	(2)固定電話発携帯電話着通話サー	

	在り方	ビスに係る料金設定の在り方	
第3章	1 ネットワーク		
モバイル市場の	レイヤーのオー		
競争促進	プン化	(2)禁止行為規制の見直し	
		(3)MVNO 事業者の参入促進	
	2 プラットフォ	(1)プラットフォームレイヤーのオープ	
	ーム・端末レイ	ン化	
	ヤーのオープン	(2)SIM ロック解除の推進による端末	
	化	レイヤーのオープン化	
第4章	1 電柱・管路等	(1)手続の電子化等の促進	
線路敷設基盤	の使用に関する	(2)調査回答期間の短縮	
の開放による設	手続の簡素化・	(3)電柱の強度の在り方	
備競争の促進 効率化等			
	2 マンション向け	光屋内配線の開放	
	3 地中化エリ	(1)加入光ファイバの部分的な開放	
	アへの対応	に関するルール整備	
		(2)集合住宅・電線共同溝に関する	
		引込管への追い張り	
	4 鉄塔等の一	(1)鉄塔等の共用に関するルールの	
	層のオープン化	在り方	
		(2)ローミングに関するルールの在り	
		方	
第5章	1 公正競争環	(1)毎年度の継続的なチェックのため	
今後の市場環	境の検証の在り	の新たな公正競争環境検証の仕組	
境の変化等を	方	み	
踏まえた公正競		(2)ブロードバンド普及促進のための	

争環境の検証	公正競争レビュー制度の創設	
の在り方等	(3)競争評価の在り方	
	2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの	
	枠組み	
第6章		
本検討のフォロー	アップについて	
第7章		
おわりに		

<記載要領>

「具体的内容」欄に御意見の具体的内容を御記入ください。